

徳島県告示第四百六十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関の所在地の変更について、次のとおり届出があった。

令和七年九月九日

徳島県知事 後藤田 正 純

名 称	所 在 地		開 設 者	変 更 年 月 日
	旧	新		
なないろ訪問看護ステーション	徳島市津田町一丁目 五―二〇 エクセル ハイツ三〇三号室	徳島市津田町三丁目 六―一二―一	合同会社A R C O B A L E N O	令和七年四月 一日
訪問看護ステーションcuddle	同 鮎喰町二丁目 三〇―四	同 名東町二丁目 二三五―一	株式会社カ ドル	同 二十七日
みんなのかかりつけ訪問看護ステーション 徳島	同 中前川町五丁目 一〇―一 ルナ前 川三〇三号室	同 出来島本町二丁目 四二―一〇	株式会社デ ザインケア	同 五月 一日